

教育基本法の改定に反対する意見書

さきの通常国会で継続審議になった教育基本法改定案は、これから始まる臨時国会で再び審議される予定である。しかし、今、市民の中からは、教育の荒廃を招いた真の原因を究明するさまざまな動きとともに、なぜ教育基本法を変えなければならないのか、そもそも変える必要が本当にあるのかという疑問や懸念の声が出されている。

既に教育現場の状況は極めて悪化し、憂うべきものになっている。その象徴ともいえるのが教育現場での「日の丸掲揚」、「君が代斉唱」の強制問題である。法律制定時における国会での「強制するものではない」という政府答弁が全くほごにされ、全国各地で権力を背景にした強制が実施され、これに反した教職員が毎年多数処分されている。

このような状況の中で、教育基本法が改定されて「国を愛する心」（愛国心）が盛り込まれることにでもなれば、国家に従順な「心」や「内面」を持つことがあらゆる教育の場で一層強制されることになる。さらに、学校現場ばかりでなく、家庭や地域を含めた社会全体で、国家・政府に従うことが強制されるようになり、最終的には、戦前のように国に命を投げ出すことが「善」だという偏狭な価値観が押しつけられることにもなる。

このように、教育基本法の改定は、この社会のあり方そのものを「平等と平和」から「差別と戦争」へと大きく転換させることになる危険性を有している。

今、教育基本法がその意義を失っているかということと全くそうではない。個人の尊厳と平和主義を唱え、国家権力に規制をかける役割を持つ教育基本法は、国家主義と軍事大国化へ進む力が増大しつつある現在、ますますその輝きを増していると言える。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、教育基本法の改定に反対し、その廃案を強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年 9 月29日

三鷹市議会議長 石 井 良 司